

第 19 回「上海 IPG」会議 議事録

日時：2005 年 11 月 1 日

場所：上海揚子江万麗大酒店

司会進行：水田賢治（ジェトロ上海センター）

水田（ジェトロ上海）

これより第 19 回上海 I P G 会合を始めます。本日は事前の申込数が 120 名前後ということで、2、3 回前ぐらいから上海 I P G 会合の申込数が急速に増えています。こういったことから、日本企業の知財保護意識が最近非常に高まってきていることを実感しています。

それではまず最初に、今回また新しく上海 I P G のメンバーになっていただきました株式会社バンダイ様とホーユー株式会社様より、それぞれ簡単に一言ご挨拶いただきます。

小園江氏（バンダイ）

皆様初めまして、株式会社バンダイの小園江でございます。私どもバンダイは 9 月にナムコ様と経営統合いたしましたして、バンダイナムコホールディングスの中の玩具の中核会社として位置づけられております。関係会社ではゲームをつくる会社、映像コンテンツをつくる会社という構成からなっております。

私どもの会社は、グループ全体でも模倣品・海賊版には非常に悩まされております。やっと上海 I P G に加盟でき良かったなと思っております。先ほど、遅いのではないの知っている方から言われました。私どもは、2003 年に J I P A に加盟、2004 年に I I P P F に加盟、2005 年が上海 I P G ということで、これでやっと一人前になれるかなと思っております。模倣品・海賊版の問題は 1 企業ではやりきれないと思っております。皆様と話し合いながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞご指導のほど、お願い申し上げます。ありがとうございました。

安藤氏（ホーユー）

ホーユー株式会社の安藤と申します。よろしくお願いいいたします。今回初めての参加ということで日本から 3 名、現地法人から 4 名、総勢 7 名ということで、水田さんにはご無理を申し上げて大勢で出席させていただいております。

当社はヘアカラーを製造販売している会社で、古くからビゲンというブランドで展開しております。日本では片仮名の「ビゲン」ですが、こちらでは漢字の「美源」を使用し、現在は世界 70 カ国以上で販売、あるいは現地生産をさせていただいております。

中国では 3 年ほど前に蘇州に工場を設立しまして生産を開始しております。実は、模倣品はそれより前からありまして、その種類もデッドコピーのものから、デザインを多少変えたもの、あるいは、我々が開発した覚えのない新製品まで出るという、被害が時間とともに非常に拡大している状況です。

これまで対策を特にとっておりませんでしたので、今回、ようやくジェトロさんのお力を借りまして調査を開始しようとしているところです。

また、この会合に参加させていただいて勉強させていただきたいと思っております。皆様のご指導をよろしくお願いいいたします。

水田（ジェトロ上海）

続きまして、上海 I P G の中に『模倣品水際対策ワーキンググループ』を 9 月から発足しましたが、昨日上海海関を訪問し、意見交換をしました。それについて、ワーキンググループリーダーのカシオ計算機の荒川さんより、簡単に報告をさせていただきます。

荒川氏（カシオ）

私、カシオ計算機の荒川と申します。昨日上海海関のほうにお伺いいたしまして、ざっくばらんな意見交換という形で面談をいたしました。上海海関に関しては、結構積極的に模倣品の排除を昔からやられている。年々水際での取締件数も台数も増えているという情報をいただいております。

その中で、我々権利者側として、いま中国の海関における水際の問題点、非常に困っている点等をざっくばらんにお話をしまして、上海の海関としても、こういうような情報があればとか、こういうようなことをやってほしいということの素直な意見交換ができたように思われます。内容に関してはこのメモに書いてありますように、こういったような協力があれば、中国の上海海関としても水際での取締りが行いやすい、今後こういったものに関して1点ずつ意見交換をやりながら、どういう形でやっていけるのか継続した話し合いをもたせていただきたいということの合意を得まして、今後上海海関に対しても、上海IPGの分科会として働きかけを行っていきたいと思います。

分科会のメンバーだけではなくて、こういったような中国の地方の海関に対する働きかけ等を、情報などをお持ちの企業の方とも少しずつお話をさせていただきながら、今後強化していきたいと思っております。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

水田（ジェトロ上海）

荒川さん、どうもありがとうございました。ワーキンググループメンバーの中でも、海関における取組をかなりやっている企業と、これからやろうとしている企業で温度差があります。今回上海海関からいただいた要請事項等に対して、今後ワーキンググループとしての対応を考えていく予定です。

続きまして改訂版の権利集についての現状を説明します。前回9月9日の上海IPG会合で皆様にこの権利集の改訂版について作成のご依頼をしたところ、今回は北京と上海のIPGが中心になって作成したのですが、今回はさらに、8月に発足した広東IPG、日本のIIPPFからも参加があり、結局全部で82社の企業の方にご参加いただきました。

上海IPGメンバーからは49社が参加されました。今回の印刷は北京でやることになっており、上海IPGメンバーからいただいた原稿もすでに北京に送りました。また、今回は工商局向けに作成しますが、参加企業82社すべてに対して、どこの地域でセミナーを希望しているかというアンケートも実施し、それを基に、11月中旬ごろセミナーの開催地を決定します。

ちなみに今回は北京、南京、河南省の鄭州、福建省の福州、広東省の広州の5カ所で実施しました。今回は予算等の関係もあって、現時点では3カ所でやる予定にしています。ただ、これも今後皆様から、どうしてもこの地域でもやってほしいという要望があれば、そこは北京IPG、広東IPG、IIPPFとも調整して、場合によっては1、2カ所開催地が増えるかもしれません。

権利集は11月末に完成を予定しています。また、12月8日から12日に深で「2005年中国商標節」が開かれ、その中の9日、10日の2日間「商標国際保護会議」が予定されています。その中で日本企業と中国政府機関との意見交換会を計画しており、ここに国家工商行政管理総局の幹部、中国各省の工商局幹部が参加される予定ですので、これらの方々に対して、「権利集を改訂しました。今後セミナーを開催するので是非ご協力をお願いします。」という趣旨で、12月10日の夜、意見交換会を予定しています。

中国商標節での意見交換についても、皆様に詳細が決まり次第ご連絡しますので、12月10日は、是非、ご予約をいただければと思います。セミナーについては12月中旬以降から順次開催していく予定となっています。

先ほどの「水際取締ワーキンググループ」活動、あるいは、権利集の作業について、もし皆様ご質問、ご意見がありましたら、今日は時間がたっぷりありますので、いろいろと受けたいと思います。特によろしいでしょうか。もし何かありましたら、個別に私にご連

絡いただいても構いません。

次に、「2004年中国における知的財産権問題に関する報告書」についてです。お手元に緑色の報告書を配付しています。これは北京の中国日本商会、北京IPG、上海IPGの一部のメンバーのご協力をいただきまして、現在中国で日本の企業が抱えている知財問題に対して、全体的な被害の状況、あるいは業種別の具体的な事例をまとめています。これは今回初めてではなく、過去にも何度かこういう形で冊子をまとめていまして、最終的には中国政府に対して中国語に翻訳したものを提供しています。

この冊子はすでにインターネットでも公開しております。今後皆様が知財問題に対して取り組む際の参考になるとと思いますので、時間のあるときによく読んでいただければと思います。

今日はだいぶ時間が余っておりますので、この場で何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。特にありませんか？

それでは若干時間は早いですが、本日は経済産業省製造産業局模倣品対策・通商室室長補佐の垣見さんから、「中国における模倣品問題に対する日本政府の取組」について、それから、本田の知識産権部長の別所さんから、「中国における知財訴訟において日本企業が注意すべき点」について、それぞれ1時間ずつお話していただきます。

それでは、垣見さんの講演の前に10分ほど休憩をいたします。

（休憩）

水田（ジェトロ上海）

では、「中国における模倣品問題に対する日本政府の取組」について、経済産業省模倣品対策・通商室室長補佐の垣見さんより、約1時間、お話していただきます。

垣見さんの講演の前に、先ほどちょっと言い忘れていたのですが、お手元に「第19回上海IPG会合アンケート」を配布しました。今後、皆様が是非聞いてみたいテーマがありましたら、ご回答いただいて、終わりましたら皆様の机の上にそのまま置いていただければ、後ほど回収にまいりますので、是非ご協力をお願いします。

このアンケート結果については、もうすでに次回（12月20日）の会合のテーマは決まっておりますので、来年3月以降、3月あるいは5月の上海IPG会合に反映されることになると思いますので、よろしくをお願いします。

もう一つ、アンケートの下段に、「中国における知財問題に関し、ご質問等ありましたらご記入ください」といういわゆる『無料相談』ですが、これも毎回やっています。上海IPG会合のこの場ではなかなか質問できないこともあると思いますので、是非ご利用いただきますようお願いいたします。上海IPGメンバーの皆様からも非常に好評をいただいております。

それでは、垣見さん、よろしくをお願いいたします。

中国における模倣品問題に対する日本政府の取組

経済産業省製造産業局
模倣品対策・通商室室長補佐
垣見直彦 氏

本日は、模倣品・海賊版問題の現状と対策ということで、日本政府の模倣品・海賊版問題に対する対策を中心に、お話をさせていただきたいと思いますのでよろしくをお願いいた

します。

1枚目は、模倣品・海賊版被害の実態です。これは日本ではなくEUで作られた資料を使っているものですが、世界的に見ても、中国ないしは中国を含む東南アジア地域から、模倣品が世界中に流出している非常に問題だ、という認識を示した図です。

その次は、皆様にもいろいろお世話になっているかと思いますが、特許庁のほうで調査をさせていただいている「模倣被害実態調査」です。模倣被害を受けた企業数及び被害率の推移を示しております。若干統計上の関係で数字がちょっと下がっておりますが、私どもとしては、海外で模倣品被害を受けた日本企業は前年とほぼ同様と分析しております。業種は一般機械、電子・電気、雑貨が多い状況です。また、権利侵害については、商標だけではなく特許や意匠もどんどん増えている状況になっております。

模倣品はどこでつくられているかということですが、皆様もよく承知しておられますとおりアジアで非常に多く、中でも中国で模倣品が製造されているとお答えになれる方が、模倣被害に遭った企業では半数以上という状況になっております。

他方、販売されている地域となりますと、もちろんアジアで販売されている割合が非常に多いのですが、先ほどのものと比較しますと、北米、欧州で販売されている割合が製造に比べて高いです。逆にアジアの中で見ると、中国の割合が10%ぐらい下がっております。おそらく中国から模倣品が輸出されているということが、これによって分かるのではないかと考えております

中国の国内で模倣品が販売されている地域と製造されている地域ですが、製造では上海がいちばん多いとアンケートでは回答されており、上海、広東、北京となっております。販売されている地域は、広東、上海、浙江省ということで、基本的には広東省、上海市、浙江省の辺りが問題ではないかと私どもは考えております。

日本の税関では、模倣品の輸入の取締りをやっております輸入差止制度があります。輸入の差止めのうち商標権と著作権については、WTO上、輸入を差し止めなければいけないことになっております。それに加えて、日本では特許権あるいは意匠権についても、2003年4月から差止めをすることになっております。皆様は中国にいらっしゃる方がほとんどですので、ここではあまり関係ないかもしれませんが、特に日本に輸入が多い場合は、是非、税関への届け出をやっていただければと考えております。

警察での検挙事件数です。2002年以降、検挙数は上がっております。日本の警察庁も取組を強化しております。

日本政府の模倣品対策ですが、中国が世界最大の模倣品製造国であり、なおかつ、第三国への輸出も活発ですので、中国対策が重要であろうと考えております。

特に実際に取締りを行っている機関、行政取締機関である工商局、質量局、知識産権局や、

税関、公安、裁判所等に対して重点的に働きかけをしていくことが必要ではないかと考えております。課題として2つ考えております。1つは、さらなる法体系の整備です。中国の法体系はWTOに中国が加盟するときに相当程度整理されており、一応法律はWTO整合性であると言われておりますが、刑事罰の適用範囲の拡大や、あとで説明しますがデッドコピー規制の話とか、そういったところを整備して頂こうというものです。あと、法律はあるのですがその執行が追いついていないという問題があるので、罰則の強化ですとか、地方保護主義はだいぶ減っているという話は聞きますが、その是正のようなことも働きかけていくことが必要ではないかと考えております。

中国政府も問題点は認識していると考えておまして、実際に制度改革にも、ある程度は着手しています。1つは、刑事訴追基準の引下げです。2004年12月に刑事訴追の基準が引き下げられました。あと、不正競争防止法の改正です。これは全人代の会期の関係で2008年までには、おそらくやるというのが私どもが得ている感触です。

また、特許法、意匠法の改正についても、中国当局からは本年度から検討を開始したと聞いております。

日本政府側の取組としては、私ども経済産業省ですが、経済産業省だけではなく、警察庁、文部科学省、財務省、農水省、外務省といった関係省庁と連携して働きかけを行っていきたいと考えております。日本の産業界には「国際知的財産保護フォーラム」という、自動車業界、情報通信業界、産業機械、あるいは日用品、コンテンツと、幅広い業界あるいは企業の方々が加盟しておられる団体がありますので、こちらと一緒に、いろいろな取組をしていきたいと考えております。

その中で、ここには4つほど挙げておりますが、まず1つは政府間協議です。政府間ベース、政府ベースで働きかけをしていくのが、政府としては重要である。それと産業界の方々と一緒に、官民合同ミッションをこれまで3回派遣させていただいております。こういった中で、いろいろと具体的な事例を持って中国側に制度改正、運用の改善を要請していく。あるいは協力を働きかけるということが非常に効果的ではないかと考えております。第4回のミッションも、まだ正式に国際知的財産保護フォーラムのほうでは決定しておりませんが、来年の4月及び6月に派遣する方向で準備を進めていると聞いております。

また能力構築支援も重要です。先ほども水田さんからご説明がありましたが、執行を強化するために何らかの手が打てないのか、ということで事例集のようなものを作ったり、あるいは侵害判定のセミナーを実施したりということをご一緒させていただいていくということです。

制度整備のほうは、若干政府間の取組になっているところがありますが、例えば不正競争防止法をいま変えるということで、中国側もいろいろ検討していただいているところで、先週、私どもの室長が中島弁護士と一緒に国家工商行政管理総局や法制弁公室という、法律を変える、法律を審査するような部署を訪問して、不正競争防止法の改正状況と、こういうように改正してほしいという要請、または法律的な議論をしてきたところです。

投資案件ですが、これは皆様のほうでいろいろな投資をされることが当然あると思います。知財でいろいろ問題になっている場合には、こういう機会にひとつよろしくというような話をさせていただくと、前向きに取り組んでいただけるケースも多いように聞いておりますので、いろいろ企業の方のご判断はあるかと思いますが、投資案件のときに、特に省の幹部など、そういう方に会う機会がありましたら、そういうときにもPRするのがよいのではないかと考えております。

次は、中国に対する日本政府の取組ということで、政府間協議をやるということになっております。経済産業省は従来商務部と言われる、日本でいうところの通産省みたいな役所がありまして、そことずっとやってきたのですが、最近、国家工商局、国家質量局、国务院法制弁公室、最高人民法院にも、協議をやってくれということで、窓口を設定して協議をやるというスタイルをとっております。

あと関係省庁では、特許庁が国家知識産権局と、財務省が海関総署と、文科省が国家版權局ということでそれぞれ役割分担をして、政府間で協議をしております。

10月末に私どもの室長が国家工商局を訪問した際も、中国不正競争防止法の改正状況や、国家工商行政管理総局との定期協議を開設することができないのかということで、意見交換をしてみました。その中で、ある程度中国側も商品の形状について何らかの規制は課していかなければいけないという認識は、示しております。ただ、いわゆる日本でいうところの不正競争防止法2条1項3号にあるような、デッドコピー規制を入れることについては、必ずしも前向きではないところがあります。こうした問題について、引き続き法律の面から詳細な議論を積み重ねるとともに、私が中島先生などから聞いたところでは、中国側は実際にそういう被害に遭っている事例がまだ足りないのではないかと認識だということです。

不正競争防止法改正の状況は次の通りです。まず、原案を国家工商行政管理総局の公平交易局が作って、国务院法制弁公室に提出する。弁公室で必要な修正を加えて全人代に提出し、全人代の法制弁公委員会で更に修正を加えて、全人代、中国の国会に提出するという流れになっております。そういう意味ではいろいろと変えるチャンスはあるかと思いま

すので、今後どう進めていくかは、詳細な結果を承知してからにしたいと思っておりますが、皆様から実際の被害の実例などを更に提出していただき、皆様の要望の強いデッドコピー規制についても、入れられないかということ働きかけをしていきたいと考えております。

また、中国の国家工商局サイドとしても不正競争防止法を大幅に広げたいという認識があるようです。商号問題についても、これも後ほど触れますが、香港あるいは中国国内でも、また日本でもあったわけですが、会社名を無断で登録して、例えば松下さんであれば松下という名前を含むような、日立さんであれば日立さんの名前を含むような企業名を勝手に登録して、その名称を使ってビジネスをされているというケースも、取り締まれるような形で不正競争防止法を変えようということを検討されているようです。

ドメイン・ネームについても、不正競争防止法は使えないのかということを考えているようです。

次は情報提供要請です。こちらは参考資料を配っておりますが、中国に対するW T O TRIPS 協定に基づく情報提供要請についてです。これはもともと今年の3月から4月にかけて、平成15年から平成16年の2年間に模倣品対策に積極的に取り組んでいる企業に対して、どのくらい行政取締をやってもらいましたか、刑事訴追はどのくらいありましたか、ということのアンケートをさせていただき、その結果を6月ごろ発表したわけですが、見てみますと、いわゆる行政取締については、申し立てた件数のうち95%ぐらいが処分されているということですので、相当程度処分はされています。一方処罰については非常に軽く、なおかつ刑事処罰にいくものは少ないことが分かったわけですが、こういったものを更に詳細に把握しようということで、中国側に対して要請をしてみました。これは二国間で要請をしてきたわけですが、二国間で要請していても中国はなかなか出してくれないということで、10月下旬、中国に対してW T O / T R I P S 協定、第63条3項で、協定に基づいて該当する特定の司法上もしくは行政上の決定、もしくは二国間協定に関する十分詳細な情報を得ることを、書面により要請することができる、という項目を活用し、中国政府に対して、年次別あるいは各地方別に以下のような数値を把握するための情報提供を要請したところです。その際、米国及びスイスも同様の要請を行っております。

次は産業界との連携です。私ども官民合同ミッションをやらせていただいております、中国中央、地方政府に対し日本の産業界、政府から合同ミッションを派遣しております。これまで3回やっており、3回目についても日本側の産業界の方々の評価が非常に高いものですから、4回目もやりましょうということになっております。それに向けて準備を開始しましょうということで、現在アンケート調査を実施しており、12月中には次のミッションでの主要な要請項目を決めていきたいと考えております。ミッションの要請項目は、事実上、日本産業界からの要請項目という位置づけになっておりましてそういう観点からすると、今までI P Gの方々と交流が少なかったかもしれませんが、要請書作りが非常に重要ですので、是非、皆様にもこういったところで新規の課題などを、入れていただければと有難いと思っております。今日も開始前に、先ほどご説明のあった海関の関係についてお話を承ったところですが、こうした要請のところに入れていくことが非常に重要で、関税局、例えば日本の関税局も、実際にどうということが困っているかよく分からないというところがあるものですから、やはり日本企業が実際に困っている具体的な事例とともに、具体的な要請内容として作っていただき、それを政府でも使うしI I P P Fの幹部も使っていく。それが、これまで3回やってきて合理的ではないかと私は思っておりますので、是非、要請項目の作成などに御協力いただければと思います。主要要請項目自体は年内にセットされる可能性もありますが、要請項目自体は直前でも入れることは可能ですし、前回も2月下旬ぐらいにある工業会から頼まれて1項目入れたという事例もあります。実際にその要請項目で要請したら、中国側から前向きな返事が返ってきたというケースもありますので、是非そういった要請項目を提案していただければ有難いと考えております。

あと、簡単に国際知的財産保護フォーラムについて説明します。国際知的財産保護フォーラムは2001年4月に発足しており、参加メンバーは170団体・企業です。総会は大体2年に一度ぐらい開催している状況で、座長は宗国本田特別顧問です。総会の下に企画委員会という全体を総轄している会議があります。そこから先がプロジェクト制をとっており4つのプロジェクトがあります。第1プロジェクトが官民合同ミッションをやっており、今後は協力事業もやっていこうというものです。幹事は日本知的財産協会、副幹事はジェトロです。あと、第3プロジェクトも活発に活動しており、こちらは情報交換をメインにやっており、幹事はジェトロ、副幹事は弁理士会です。

前回、官民合同ミッションを派遣したときに、日本側からいくつか協力を提案しております。政府のほうはいくつか要請があり、政府間ということで先週、法律家同士の意見交換ということで中島先生を派遣したりとか、特許庁に対しては、審判に関して協力してほしいという要請があったので、8月ごろに意匠審判官同士の意見交換会を開催しております。それ以外に民間の、いわゆるフォーラムとして、あるいはフォーラムが連携するという形で何らかの活動ができないのかということで4つほど提案をされております。それぞれ中国側も受け入れておりますので、この4つを進めていただいております。

1つ目は、先ほどご説明がございましたが、各地のIPGと連携して、フォーラムについても改訂版権利集の作成に参加する。また、12月以降に開催される地方工商局でのセミナーへの参加を検討していただいております。これについては今回、国際知的財産保護フォーラムでテーマを担当されている臼井さんに来ていただいておりますので、一言、簡単にお話をさせていただければと思います。

臼井氏（大興）

私も上海IPGに7月から参加させていただいております。更に、IIPPFの第1プロジェクトの立場でも皆さんにご説明ということで来ました。いまお話がございましたが、特に改訂版の権利集については、先ほど水田様からのご説明のように、日本企業として8社参加させていただきました。これは皆様IPGが中心に展開しているところに、私もIIPPFとして参加させていただくということになっておりますので、皆さんが中心で、我々のほうが参加させていただくということで、ご了承を是非お願いしたいと思います。

もう1つは、12月に開催されるAICのセミナーについても、これはどうなるかわかりませんが日本のIIPPFとして、もしセミナーに参加できればということで、これから相談させていただくということですので、皆様方がやられているところに我々はサポートさせていただくということですので、是非その辺のところも皆さんにご了解いただきたいと思っております。

先ほど垣見さんから説明がありましたように、まだ決まっておりませんが私もIIPPFとして、来年第4回ミッション派遣ということでいま準備を進めており、皆様からの中国政府への要望を出していただければ、そこに盛り込んでいきたいと思っておりますので、そのときにも是非よろしく申し上げます。急に振られたものですから説明が十分でないと思いますが、これからは是非よろしく申し上げます。

垣見氏（経済省）

ありがとうございました。それ以外にも3つほど協力事業を進めていただいております。1つは類似商標模倣品事例集の作成及びセミナーの実施ということで、IIPPF参加企業10社の事例に基づき、類似商品の模倣品事例集を作成しております。これは11月中にも商標局と意見交換会を実施することになっております。場合によってはセミナーも実施し、商標の類似判断などについていろいろと意見交換をしていこうということです。

あと、技術説明会です。これは国家知識産権局から話が合ったわけですが、国家知識産権局の特許審査官に対し、ハイブリッド、燃料電池に関して自工会さんから、液晶プラズマディスプレイに関してJETAさんから、それぞれ11月、12月に説明会を開催してい

ただく予定です。

あと、摘発者リストの作成及び提供ですが、海関総署、国家質量技術管督局に対して摘発者リストを作成しようということを考えております。現在提供項目案を作成し主要機関に打診している状況です。

政府の取組に戻りますが、私ども政府模倣品・海賊版対策総合窓口を兼務しております。これは経済産業省に置かれていますが、政府全体の一元的な窓口ということで、模倣品・海賊版対策に関する皆様からのご相談を受けて、相談を受け付けた日から原則 10 日以内に回答する、ということで窓口業務をしております。10 月 20 日現在で、問合せ件数は 196 件あり、模倣品製造国としては中国が多く、模倣品流通国としては日本が多いです。特にインターネット・オークション関係の話が多くなっております。これまでも刑事訴追、実際に日本の国内ですが、刑事事件につながっていて警察が逮捕したケースとか、外国との関係では、大使館を経由して、相手国政府に働きかけをして状況が改善されたケースもありますので、そういうような政府間、あるいは政府の制度を使うような場合には、是非相談に来ていただくと有難いと考えております。

あと、調査申立制度というのも私ども始めております。今年 4 月 1 日から開始しておりますが、外国政府の制度運用などの対応に問題があることにより、知的財産権に関し利益が適切に保護されていないという事案がある場合、あるいは想定される場合でも申立てができます。日本国内の企業、経済団体等から申立てを受けて、それを日本政府で調査をし、必要であれば二国間協議をやる。場合によっては、WTO に基づく紛争処理をやるということですが。

4 月 4 日付で電子情報技術産業協会（JETTA）のほうから、いわゆる香港松下問題というか、商号に関する問題について申立てをいただいており、10 月 4 日に申立調査の結果として香港と二国間協議を行う方向で要請をします。

知的財産権の海外における侵害状況調査制度に基づく調査結果についてですが、これは先ほど触れましたが、香港で世界的に著名な商標が無断で第三者の商号として登記されて、中国で生産販売される商品や宣伝に利用されるなどの被害があるケースです。これについては 10 月 14 日にプレス発表をしています。私どもとして、特にいちばん問題だと思っているのは、香港では商号を抹消するために裁判というものを、不正競争防止法みたいな、向こうではコモンロー（パッシング・オフ）という形で裁判をしているのです。その裁判に勝った場合でも、日本の場合は原告が登記所に勝訴判決を持って行けば商号を変更できるわけですが、香港の場合はそうしたことができないことになっており、強制的に商号を変更する手段が事実上ない。事実上ないのですが、その企業が休眠であることを別途立証できれば抹消できる状況になっておりますが、これはちょっとおかしいのではないかとということで、香港政府とこれから二国間協議を行うことを予定しております。スケジュールというか、これまでの経過としては 10 月 14 日に、香港の総領事から先方の制度所管大臣に二国間協議を要請して、11 月中に二国間協議を行うことを決定したところです。これに関しては、もちろん情報通信業界、具体的には松下さん、日立さん、三洋さん、東芝さん、三菱さん、シャープさんの 6 社が申立てを行っている被害者となっております。それ以外にも、いくつかの企業が同じような被害にお遭いになっているということも聞いておりますので、そういった問題も含めて香港のほうに働きかけをしていきたいと考えております。

あと、これはちょっと先の長い話ですが、模倣品・海賊版拡散防止条約というものも私ども検討しております。これについては「知的財産推進計画 2005」でも触れておまして、模倣品・海賊版拡散防止条約を締結していく必要があるのではないかとということで、提唱しているところです。検討している条約案の内容は非常に粗々ですが、1 つは模倣品・海賊版の輸出をきちんと禁止しましょうというもの。あと、インターネット上の流通を防止する、手続がよく分からないというケースが非常に多いので、そういったものをきちんと公表しましょうとかいうこと。あと税関とか警察の、取締機関同士の協力をもっと密にしましょう、というようなことを検討しています。条約自体は 10 年ぐらいかかるのではない

かという話もありますので、すぐにといいことではありませんが、長期的な視点でもってそうしたことも検討しております。

また来年度に向けて予算要求をしております。いま日本政府の役割分担をここにも書いてありますが、工業所有権は基本的に特許庁でやられている。著作権は文化庁がやるという縦割りになっております。ところがそこから落ちている不競法、知財の周辺法、商号の問題、製品品質法というところは担当する人がいないという状態になっていますので、ここを模倣品対策・通商室でやらせていただこうと考えております。要求自体は2億円を要求しております。実際は2億円要求しても財務省で査定されるので半分ぐらいになるのではないかと考えています。先ほど申し上げた知財権の侵害状況調査とか、模倣品対策に関するセミナーや調査をする予算を新規にとって、中国、あるいはそれ以外の国との関係で使っていきたいと考えているところです。

以上簡単ですが、いま私どもはこういった取組をしているということです。

質 疑 応 答

水田（ジェトロ上海）

垣見さん、どうもありがとうございました。時間があと20分ぐらいありますので、日本政府の取組に対して、是非こういったことを聞きたいとか、こういったことを改善したほうがいいのではないかと、あるいは、こういうことは評価できる、といったご意見をいただきたいと思っております。ご意見のある方は、是非、挙手をお願いします。

矢澤氏（YKK）

いま政府の取組についてご説明いただいたのですが、幾つか質問させていただきます。知的財産保護フォーラムの2のチャートで、2番目に「商標局と意見交換を実施して」と出ていたと思いますが、これは具体的にいうと、どういう点を問題にされようとしているのでしょうかというのが1点。

同じ項目で、「摘発者リストの作成及び」とありますが、この摘発者リストは何を目的として、どう活用されようとしているのかが2点目です。

香港商号問題ということについて、私どもにも似たようなケースがあります。この点について非常に注目していますが、これとも関連して、中国は一国二制度ということで、中国の中と香港という中で制度がちょっと違う。これに対する解釈も違う。そういうことに対して日本政府の方が、考え方として、中国のほうにまず法制度、いろいろ機構にも入っているわけですが、香港との違いについて、どのような形で合わせようとしていくのか。香港は英国的になっていますので、香港は香港の問題が起こったときに対応して、まず中国のほうをレベルアップさせようとするのか、香港もひっくるめた形で1つの方向性を出そうとするのか、この辺にちょっと興味があるわけです。

というのは、偽物の出口というような話になると、いわゆる香港の出口というのは、非常に大きなインパクトがあるのではないかと考えていますので、その点についてお聞きします。

垣見氏（経済省）

順番は逆になりますが香港の話からさせていただきます。この問題は、申立ては香港の制度について申立てが行われているので、私ども香港の制度について取り上げておりますが、実際に被害が起きているのは中国本土です。厳密に言えばというか、本当のことを言えば中国での模倣品取締が不十分なのが問題なのであって、それがたまたま香港で登記されている、という問題だというのが本当のことだと思います。

ところが中国はどうなっているかというと、いまの不正競争防止法では、中国国内の問

題についてはある程度対応できるのではないかという見解があります。厳密に言うと、香港で登記した商号が侵害かどうかというのは、ちょっと法律では読みにくい面もあります。工商行政局に言わせると、解釈でできるようにやってあるというのが彼らの見解です。実際に地方の取締部局に行くと、うちは香港で商号を取っているのだと相手方が言ってくると、なかなか動けない。中国政府としても、実際この問題は相当困っていて、例えば、もし行政訴訟されたら本当に勝てるのか。ある解釈を出してはいるのだけれども、それが法廷で争われたらどうなるのか分からないというような、非常に微妙なところで取締りを行っているのが現状です。それを改善するという意味では、先ほども申し上げましたが、不正競争防止法で解決するのがいちばん手っ取り早かろうということで、不正競争防止法に、外国、香港であれば、その他の地区ということになるのですが、そういうようなところで登記したものについても、その商標と間違えるような場合には、取締り、ないしは差止めができるようにすべきではないかという法改正をするべきだ、というのが私どもの考え方です。

第3回の官民合同ミッションでは、実務レベルのミッションを先に派遣したわけですが、そのときに実務レベルでそういうようなことを申し上げて、その際先方から、この問題は非常に重要な問題だ、どう変えたらいいのか日本側から案を示してほしいという話がありましたので、日本側から、その後のハイレベルミッションのときに案を提示しております。今回私どもが聞いているところでは、そういったところについても今回の法改正案では触れている、含まれた形で原案は作られていると聞いております。これがきちんと法改正されれば、これはこれで中国の国内の問題として解決する可能性がある。ただ、これはあくまで現段階では原案でしかないですし、法改正は2008年まで行われない可能性もあるわけで、そうすると、この3年間放置していいのですかという話になる。

他方、香港のほうは、香港で裁判をやっても変更できないのは事実で、別に中国で被害がなければいいのかもしれませんが、現在は中国で被害が起きていて、なおかつ裁判で勝利しても変更できないという問題により、中国企業が敗訴後も、のさばっている問題があるわけです。そういう意味で、香港のほうは香港のほうで解決を求めていく。2つの戦略でやっていこうと考えております。中国と香港の制度を一緒にするようなことはあまり考えておりません。この問題については、やはり個別の国の法律について、問題がないのに一緒にしろというのはなかなか難しく、実際に被害が起きているからこそ中国政府なり香港政府に働きかけができると考えております。

そういう意味で、香港には香港なりの対応をしてほしい、中国には中国なりの対応をしてほしいということで要請をしている状況です。

真贋判定事例集のほうは、いちばん手っ取り早く使っていただきたいと思うのは、事例集を見て実際に取締りをやられる方が、いまだあればほとんどの場合は調査会社から申立てがあった件について工商局の職員の方が取締りをするわけですが、事例集があればそれを使って、工商局そのものが自発的に取締りやってくれるのではないかと期待することがいちばん大きいわけです。実際税関などは別に登録していなくても、連絡が来たというケースもあるようですので、そういう意味で自発的に取組が進むのが望ましいということかなと考えております。

あと、類比判断事例集はいくつか目的があるかと思うのですが、1つは、類比の判断が地域によって若干違っている。狭い地域と広い地域があるという問題があります。広いといっても広すぎるのはいけないのかもしれませんが、日本企業として適正であるというレベルを示して、それを広く各地の取締官に徹底させたいというのが1つです。

もう1つは、この辺は類比だよということを商標局にもきちんと理解させて、商標局が登録をするときとか、あるいは無効審判とか、そういう時にも使ってもらえればいいと。そういう2つの目的があるのかなと理解しております。

矢澤氏（YKK）

具体的にどのようなものが類比的なのかについては、何か見解はありなのですか。例えば、私どもですとYKKは3文字です。その組合せみたいなものがあるわけですが、VKKだと駄目ですか、YSSだったらいいとか。そういうような組合せ、また、ほかの例もあると思うのですが、そういうようにして何か日本以外、いわゆる相手方に分かってもらいたいという項目はあるのですか。

垣見氏（経済省）

そこまでの具体的なものはなく、むしろ、あまり日本流のやり方を押しつけるのはよろしくないということもあったのと、相手方から、やはり結果が出ていないものについて議論するのはあまり意味がないという話がありました。今回、どのようなやり方をしているかということ、中国のある地域で、少なくとも実際に類似だという扱いを受けたケース、日本企業としてこれも類似と認めてもらえたのです、という事例を出して、そういう事例を各地に徹底させるというのが今回のやり方です。取締りが行われた事例だけを抽出して10社さんは出しているという状況です。

水田（ジェトロ上海）

他にいかがでしょうか。私から1つ質問いたします。今日垣見さんからご説明された内容を聞きまして、日本政府としてもいろいろな取組をされているということをご改めて感じました。ところで、こういった内容というのは、例えばホームページなどで、「過去に問題になっていたことがどの程度改善されたのか？」あるいは、「この問題について日本企業の皆様から意見を求めます」等、例えば上海IPGメンバーが常に日中政府間交渉の行方とかを見られるようなツールはあるのでしょうか。

垣見氏（経済省）

外交上の配慮もありなかなか難しいところがあります。

水田（ジェトロ上海）

他にはいかがでしょうか。垣見さんのほうで特に補足等ありますでしょうか。

垣見氏（経済省）

香港商号問題にどのくらい関心があるのか、分からないところもあるのですが、香港側には実際に被害に遭われている日本企業については、こういう被害があるよ、ということをご提示することを予定しておりますので、もしご希望があれば、タイミング的に間に合うかどうか分からないのですが、香港で困っている案件があるという場合には、一緒に提示することも、もしかしたらできるかもしれないので、そういうケースがあれば個別にご相談していただければと思います。

あと、政府のほうで相談窓口を開設しております。特に相手国政府との関係で問題になっているケース、事案については、積極的に取り上げていきたいと考えておりますので、そういうものは個別に、インターネット、メールでいただいても結構ですし、電話でもいただいておりますので、ご連絡をいただければ有難いと思います。ただ、民間同士の取締りの問題はジェトロの水田さんにご相談していただいたほうが、相当役に立つ情報が入手できるはずで、はるかに効果的かと考えております。

加茂氏（トヨタ）

1頁目の海賊版被害の実態のところ、世界各国の輸入先、要するに、税関等では模倣品が流れている先の国との連携も当然やっておられると思うのです。これを見たときに中

近東のフリーポート経由でアフリカ、欧州に流れている案件がかなりあると、我々実態から考えています。今度中国の税関とドバイの税関の職員がセミナーをやろうという話も実際に動いています。この辺、いわゆる経由地として中近東のフリーポートの重要性はかなりあると思うのです。この辺の実態の調査、税関に対する協力要請は日本政府としてされる予定はありますでしょうか。

垣見氏（経済省）

まずUAEとの関係で言うと、ジェトロで昨年度ドバイの状況を調査して、マニュアルみたいなものでUAE版みたいなものを作ったと思います。そういう意味では、UAEについて実態を把握しつつあるということで、まさにご指摘のとおり、ドバイなどがかなり模倣品の流通地域になっているらしいということは、私どもも思っておりまして、どうしたらいいかと考えているのです。輸入については、輸入差止は当然WTO上のルールでやらなければいけない、ということになっていますので、できるはずなのですが。その辺は中近東や中南米などは不十分ではないかというような声を聞いております。具体的にいま何か働きかけをするのかというと、個別に具体的な事案があって、例えばUAEが不十分であるというようなことを申し立てていただくのがいちばん手取り早い。申立てをしていただくか、あるいは具体的な案件で相談をしていただければ、その案件で申立てをしなくても大使館に働きかけることができるのです。残念ながら個別の案件として中近東のものは挙がってきておりません。案件をお持ちの方は積極的に情報提供をいただければ、場合によっては働きかけたいと考えております。

現時点は、優先順位は圧倒的に中国だということになっておりまして、まずは中国です。中国以外のものは、個別に申立て、ないしは相談がきたら個別対応しましょうというのがいまのやり方です。ですから、まず中国についてはとにかくブロードにやってみましょう、アンケートもどんどんやる、情報も教えていただくと。それ以外の地域については、もちろんいろいろなケースがあるのですが、まとめてやっていると、ここでもある、ここでもあるということになるものですから、具体的に問題が起きている地域について個別に対応するというところでやらせていただければ、というのが基本的な考え方です。

水田（ジェトロ上海）

他にはいかがでしょうか。垣見さんに個別にご相談されたいことがありましたら、折角ですから、是非いろいろと情報交換をしていただければと思います。これで垣見さんの講演を終わります。どうもありがとうございました。

（休憩）

中国における知財訴訟において日本企業が注意すべき点

本田技研工業（中国）投資有限公司

知識産権部長 別所弘和 氏

1.はじめに

Honda の中国における事業は二輪（オートバイ）、四輪（自動車）、汎用事業であり、合弁会社を有する。さらに管理、研究開発に携わる会社がある。知的財産からみれば、日本のHondaの知的財産権を、中国の二輪、四輪、汎用、それぞれの生産・販売企業へライセンスしている、ということになる。その対象となるのは、四輪製品でいえばアコード、オデッセイ、フィット、CR-Vといった商品の意匠権・特許権・商標権、さらには図面

等のノウハウといったものである。二輪についても同様で、新概念、Wave、M-LIVING という機種を上海の会社で製造しており、日本の Honda がライセンスしている。これらの商品を中国で販売し、中国の顧客から高い評価を得ているが、これら商品の模倣品が数多く流通している状況である。

2. 模倣品の実態

その事例としては、非常に特徴あるデザインのジョーカーという Honda 製のオートバイがある。このジョーカーの模倣品は性能上問題も多く、また正規価格の 3 分の 1 以下で販売されている。

こうした模倣品は、中国国内にとどまらず、最近では海外にも輸出されるようになった。例えば、Wave100 というオートバイは、タイで模倣品が摘発されたが、それは中国製であることが判明している。また Fusion というオートバイは、その模倣品が中国から日本に輸出され、日本の税関で差し止められた。

一部新聞で取り上げられたが、最近では自動車にも模倣品がある。武漢の会社で製造している CR-V をコピーした車について現在裁判中である。汎用製品として小型エンジンや発電機についても、中国で模倣品が流通しており、海外にも輸出されている。発電機の模倣品がパリのガーデンショーで展示され、東南アジア、中南米だけでなく、ヨーロッパにも模倣品の輸出が既に始まっている。

最近、自動車業界では協力して摘発を推進している。しかし、自動車用部品の模倣品も大変多く、特にオイルフィルターなどの交換部品の偽物が典型的である。

< 模倣品対策のポリシー >

Honda は、創業者による独自の技術や、自らの手で作り上げた技術を駆使することにより繁栄してきた。そのため我々は、こうした独自技術へのこだわりが、Honda の業績向上に結びついたと思っている。この独自技術というのは、通常であればライバル会社との競争すなわち、ライバル会社の技術より良い技術を開発しよう、提供しようという競争から生じる。そして、結果的に独自の技術が生まれてくるものだと考えており、Honda はこうしたプロセスを経て、競争しながら成長してきた会社であると思っている。

模倣品対策のポリシーとしては第一に顧客の保護と Honda ブランドの信用の維持を挙げている。当然、偽物によって直接的に被害を受けるのは顧客であり、顧客が偽物を Honda 製品であると誤認していれば Honda の評判、信用、信頼が落ちればブランドに傷が付くということもある。第二に、研究開発成果の保護と同時に活用も視野に入れている。これは、研究開発した技術的な成果を訴訟などの方法により権利侵害から守るのは当然だが、それだけではなく、場合によっては他社にライセンスを出して、それを活用することも考えるということである。

この 2 つのポリシーは、一つ目が日本の商標法第 1 条の法目的のようなものであり、流通の秩序や、それによる産業の発達という意味がある。二つ目は、日本の特許法第 1 条にある、産業の発達に寄与するということに対応している。

対外的な狙いになるが、Honda は模倣品に対する毅然とした姿勢を明確にし対応している。こうしており、上記のポリシーに合致する案件については積極的に取り組んでいる。また現地の Honda 製品にかかわる生産販売会社の利益やその従業員の利益について、それを守るのは Honda の義務であると考え、このようなことを対外的に表明している。

3. 具体例

中国ではどのような対策を行ってきたのかを件数ベースで見ると、行政摘発の対応件数は、現在までに約 1,450 件である。特に 2005 年は 1 月から 9 月末までで 383 件ののぼり、かなりの件数に対応している。司法での対応件数（訴訟件数）は、現在のところ 37 件で、係属中が 21 件になる。

侵害品の廃棄は、コピー車で数万台、部品は、5万数千点になる。罰金は累計で2,000万円以下である。損害賠償金も民事訴訟の中で請求しているが、累計でも4,300万円程度ということで、実際に訴訟にかかった費用を十分補う賠償額ではない。

以下、対策の具体例について述べる。

1) 「HONGDA」の例

新聞で頻繁に取り上げられたHONGDA（ホングダ）の侵害との戦いでは、約8年間の月日を費やした。

このHONGDAという商標を使用する力帆（リーファン）社に対し、1996年当時は商標登録の抹消を行った。これは「轟達」と書いて中国語では“ホンダ（HONGDA）”と読むが、この商標権が公告されたので、Hondaは力帆社に対し異議申立てを行ったのが契機である。これは、98年に異議決定で登録抹消ということになったが、その後、地方の工商局に依頼し、市場での販売差止めを行い、重慶以外の全国5カ所で一斉に摘発をして成功した。しかし、彼らは販売を止めず、2001年4月に警告状を送り交渉を開始した。約1年の交渉を経て、生産を取りやめることはなく、海外にも商品を輸出していたため、2002年7月に侵害訴訟を提訴した。そして、2004年の年末に勝訴となったのが8年間の流れである。

相手の力帆社の対応としては、例えば2000年11月に広州でモーターショーが行われた際、このときの展示物は直前に商標を削ったりするなど、あわてて対応したようである。その1年後には、それまで重慶力帆轟達実業と名乗っていた社名を重慶力帆実業所と変更した。

2002年は、行政摘発を全国5カ所で行い、また不正な商標登録である「HONGDA」とか、この漢字表記に相当する商標登録の抹消も行った。力帆社との交渉も行ったが、侵害を認め販売の中止などの誠意のある意思表示はなかった。侵害再発のおそれが払拭されず、中国での流通が依然として確認されていたため、毅然とした態度をとるべきという観点から提訴した。彼らは外国でも商標出願中であり、輸出先でも商標を使用する意図がうかがえる、ということも再発リスクの大きな根拠になっている。

訴訟にはかなりの時間を費やしたが、2004年の年末に判決が出た。判決事項としては、「HONGDA」とそのほか、「力帆轟達」といったマークの使用差止め、損害賠償金としては、力帆社には146万元以上という損害賠償の支払命令が下された。こうして判決が出たにもかかわらず、法定期間内に146万円が振り込まれたわけではない。その後、Hondaから力帆社に書簡を送り、早期支払いの要求を伝えたが、全く応答がなかった。法定期間の始まる直前、判決が確定した日に私自身が力帆社を訪問し、「控訴する用意があるのかどうか」と聞いたところ、口頭で「ない」とのこと。「それならすぐに損害賠償金を支払い、判決事項を守って欲しい」と相手の法務部長に直接伝え文書でも確認をおこなった。しかし、この約束も全く守られず、2005年7月8日に強制執行を申請した。

現在まで、Hondaでは15件の民事訴訟を経験しているが、いずれもともに賠償金を支払ったケースはなく、すべて強制執行を経験している。判決をきちんと遵守しないというのが、中国の常識であるかのように感じてしまった。しかし、この執行に基づき2005年8月19日に賠償金が全額入金されたことで、とりあえず問題の解決に至ったといえる。

2) 今回の訴訟の注意点

この訴訟で学んだこと、もしくは注意点と言えるかもしれないが、まず訴訟に臨む姿勢やポリシーの重要性を感じた。特に中国のマスコミでは「外国企業が知的財産権というものを振りかざして中国企業をいじめている」といった論調も見受けられる。しかし、我々はそうしたつもりは全くなく、まず顧客の保護を優先している。またHondaはマスコミには必ず「ライセンスしている合弁会社の不利益にあたる」ということを発言していたので、

特にバッシングに遭うこともなく訴訟が行われたのではないかと思っている。同時に、訴訟の形式上でも、被害者である合弁会社と共同の原告として提訴していたので、こうした点に説得力があったのかと感じている。また、当然のことかもしれないが、緻密な物証の蓄積に努力したことも勝訴の原因になったと思っている。多くの場合、中国企業は非常に証拠が少なく、被告側の答弁書が2、3枚しかない場合もある。答弁書提出期間内に提出しなかったり、書面では何も反論しないということもある。そのような中で我々は、相手を騙して勝とうというつもりはなく、正々堂々と証拠を提出し、主張・立証していく、ということを徹底して行ったつもりである。

侵害行為の立証というのがキーポイントになり、公証作業もすすめた。模倣品を購入したときに、その店から実際に購入したという公証人を連れていったのだが、これは大変有効であった。相手の力帆社では、「この商品は力帆の偽物である」という抗弁をしたが、裁判所は当然採用しなかった。これは公証作業を行っていなければ、こうした主張も認められる可能性が否定できないということであると思う。

また、賠償額の算定方法の提示も重要であった。これは相手から反論がなければ裁判所に参酌されるということである。公的な資料で掲載されている推定の生産台数、日本のホームページで公表されている売上高、利益率などから、訴訟期間の3年間の平均値を用い、裁判で証拠として提出している。この数値が、そのまま採用されたのである。一般的に、この方法が採用されるかというのは疑問である。例えば、上海での別の裁判では全く参酌されずに、裁判官が職権で決めることのできる50万元以下の損害賠償額として提示している。

もし、証拠保全の仮処分で押さえられれば立証は簡単なので、当然証拠保全の申請はしている。しかし、帳簿差押えの証拠保全の仮処分は認められなかった。被告の力帆のような大きな会社が帳簿などを隠すわけがない、というのが裁判所の理由である。しかし我々から見れば、裁判所は企業に有利にしているのではないかと感じた。

最後は、管轄選択の重要性である。本件は、北京市の中級人民本院での裁判だが、外国企業が多いということ、国際的に注目されるであろうということから、地方保護主義であるとか、地元で有利な判決をする可能性は低いだらうと考えた。被告の力帆社は重慶の会社だが、販売店は北京であったため、その販売地で管轄が係属可能であることを利用した。

本件訴訟以外にも商標権侵害に継続的かつ積極的に対応をしているが、同一商標の侵害は既に無くなり、類似商標の侵害へと変化し、類似の程度も離れていくというように、次第にオートバイ業界で商標を模倣するということが問題であるという認識が定着したといえる。

4. 意匠権の訴訟

スクーターの意匠権の訴訟については、どういう訴訟相手を選定し、どういう裁判を行ってきたかという観点で説明したい。

ここでは、「HONGDA」使用してで出た力帆を例に挙げる。コピー車については、以前に行った各訴訟からどのぐらいの費用が必要かということや人員構成を考えた。当時は商標権侵害訴訟であれば2.2万ドル特許権侵害訴訟であれば6.4万ドルと計算していた。現在は高額化している。

人員についても、現在はかなり増えているが、特許権侵害訴訟であれば年間64人日必要だった。こうして、どれだけの資金や人員を用意すればよいのか検討した。

このように準備ができた段階で、ターゲットメーカーの製品の調査・収集は管轄係属したい裁判所や上海、北京といった地域にしぼって証拠を集めた。そして、ターゲットメーカーに対しては、証拠に基づいて警告状を送付した。ところがほとんどの場合、ターゲットメーカーからの返答では、「生産していない」とか「非侵害である」として、一方的な回答が多かったと記憶している。数回の交渉を経て、時効直前まで交渉したが、取り付く島がないという感じであり提訴に踏み切った。

上記のように、スクーターの意匠権訴訟では「警告状の送付から」ということである。この意匠権に基づいて侵害訴訟を提訴したところ、相手からは Honda の意匠権は無効である、として無効審判を請求した。そのため、侵害訴訟が一時中断となり無効審判を行った。その結果、中国の知財局では、の先行するオートバイの意匠と Honda の意匠権は類似するとして Honda の意匠権は無効であるという審決を下した。しかし、その審決が違法だとして、Honda が中国の知財局を訴えることになり、約 2 年 6 カ月かけて第二審まで済み、本田の権利が有効であるということになった。権利有効の判決となり、その後中断していた侵害訴訟が係属し、2005 年に入ってようやく勝訴判決を勝ち得た。

6. 権利の範囲

中国知財局が「Honda の権利は無効である」とした審決に対する取消訴訟第一審では、Honda は負けてしまった。つまり中国知財局復審委員会が無効とした審決は正しい、という判決が出た。当時、判決直前に、ある日系の関係団体の雑誌記事で、「裁判で Honda が負けたほうが、模倣品は少なくなる」という文章が掲載され、社内でもかなり問題になった。私も、当時の中国地域の責任者から「これは本当なのか。もし本当だとしたら、Honda は皆さんに何か迷惑をかけているのではないか」と言われた。

その直後、第一審で Honda が負けてしまった。さらに、ちょうどこの時、ヤマハが中国における商標権侵害訴訟で勝った時期と重なり、「ヤマハは勝ち、Honda は負けた」というだけで評価された。

もちろん、上述の「Honda が負ければ模倣品が少なくなる」というのは大きな誤解である。もし権利が細かすぎれば確かに模倣品は氾濫するかもしれないだろう。しかし、権利が広がりすぎれば、今度は意匠権が無効になる可能性がある。また、権利の範囲が極端に広いと、まさに一審の判決もそうかもしれないが、スクーターの意匠権は世の中に 1 件という状態にもなってしまう。同時に、権利の範囲が極端に狭ければ、少し違えば権利の侵害ということになる。その間の妥当であるとする部分があるはずで、我々はそこを争っていた。

6. 訴訟目的の本質

そのような状況で、私としては是非第二審で勝ちたいと考えており、上訴しようとした。ところが、ここでの考え方を整理しておく必要があったのである。当時の中国地域の責任者であり訴訟の決定権を握っていたのは、広州の自動車会社の責任者をしている K 氏という人物であった。彼に「是非上訴させて欲しい」と伝え、Honda の主張には正当性があると説明をしようとした。しかし K 氏は、全く話を聞こうとはしなかった。その場に同席していた私の目を全く見ることなく「今日は早く帰してくれるんだろうな」と言うので、「10 分でもいいから聞いてもらいたい」と無理やり話しを聞いてもらおうとした。しかし、K 氏はそっぽを向いて立ちあがり、広州へ戻ってしまったのである。これは、日本の本社での出来事だったが、私は翌日 K 氏を追って広州へ向かうことになった。

私は K 氏に対して「Honda は、このような理由で正当性がある。また、一審の判決や無効審決は違法である。その理由はこういうことだ」と述べたところ、次のような返事が返ってきた。

「話を聞いていると、何か絶対的に正しいものがあるという言い方をしているようだが、それは中国の例にはあてはまらない。中国では、すべてが相対的に決まる。裁判で負けたということは、ディベートで負けただけであり、そういう理論構築ができていないだけなんだ。その理論構築は、できるのか」

K 氏の問いかけに対し、私は確信がなかったものの「絶対にできる」と答えた。そう言うしかなかったのである。

そのときに感じたのは、「訴訟の目的は何であるか」ということを考えなければいけないということである。法の下での平等ということだが、この中で技術競争をしていくわ

けなので、ライバルも同時に育つ。現段階では模倣業者だが、Honda の権利を侵害しないようなものを製造してもらいたいということにもなるわけで、それをどう考えるのかということにもつながる。

私は考えをまとめ、その後 K 氏と話をする際に「Honda はライバル歓迎」ということで、正当な技術競争をしたい、という態度で臨もうとする意思を伝えた。

また、負けた場合はどうなるのか、ということもある。これは開き直りのように聞こえるかもしれないが「負けてもいいではないか」という気持ちを持つことである。もし負けたら、それは第二審であり、二審制の中国では政府の最終決定となる。国際的にどんなに権利が狭くても、権利が広くても、またどんなに違法でも、それは中国政府の最終決定となる。そうだとすれば、それに基づいて今後の戦略も決まっていくだろうし、それはそれでいいのではないだろうか。こうしたことから、覚悟を決めて上訴に踏み切った。

7. 3つの判示事項と二審判決の意義

その結果、第一審の判決と無効審決を取り消すように勝訴判決が下されたのである。そこには、3つの判示事項があった。まず、意匠権の判断基準で、これは要部判断を行ってから総合判断を行うという判断基準を示している。また、判断主体の定義についても踏み込んでいる。消費者は、オートバイに対する一般的な知識レベルと認知能力を持ち合わせている。つまり、オートバイに全く無関係の人や意匠の判断なのだから色や形だけに注意がいくといった、第一審が示した定義はなくなった。また意匠の見方についても、対比して観察すべきである、ということが判示された。

この二審判決の意義を、以下にまとめた。まず、中国司法の独立性である。行政処分である無効とした審決に対し、判断基準や事実認定を否定して、司法が異なる結論を下したという点である。それから、中国知財局には審査指南という審査のガイドラインがあるが、これとは文言上異なった判断を下したということである。

一審では、要部が認定できない場合は総合判断をするということになっていたが、二審では総合判断と要部判断は対立する概念ではないと明示している。それらを含めて、オートバイ意匠の類比判断の基準が定まったのではないかと、と思われる。企業の競争と独占がバランスを保ちながら、オートバイ産業の発展に寄与するのではないかと期待をしている。

この判決には、2つ影響があった。一つ目は、並行して進んだ侵害訴訟が勝訴へ結び付いたということ。2つ目は、審査のガイドラインが改正になったことである。特に、一般消費者の定義は、判決に沿ったような形に改正している。また、隔離観察と対比観察といった観察方法についても、対比観察を採用するというで改正が行われた。

8. 本件訴訟で学んだこと

この訴訟を通じて、我々の学んだことは3点ある。一つ目は、中国対外国の構図を排除したことが勝訴に結び付いたこと。第一審ではグローバルスタンダードではとか、欧米の学者は意匠の類比判断についてこんなことを言っている、というような証拠を提出したが、これらは全く採用されなかった。かえって悪影響を及ぼすのではないかと考え、第二審ではこのような証拠は提出していない。

二つ目は、現在の中国対外国という構図にも関係あるが、徹底した法根拠の明示である。当たり前ではあるが、言葉の表現まで法律と同じ用語を使い、同様の言い回しを使用する。この点は徹底して行った。エキスパートオピニオン、つまり専門家の意見などはほとんど参酌されず、あくまで「中国の法律または知財局のガイドラインはどう言っているか」というところに徹することが重要である。

三つ目は、上述した K 氏のサジェスションにあったディベート力は大変重要である。相手の答弁書には大したことは書かれていない場合が多いが、そこから予測されるような反論を十分読み取った上で、口頭弁論のときには弁護士と協力し、訴訟弁護士のトレーニングを十分に積むことで、ディベートに対応できるということ学んだ。

9. おわりに

今にして思えば、訴訟に当たっては、拠って立つところの考え方が重要だったのではないか、ということである。

業界や社会の知財意識の低さが背景にあり、コピーのオートバイは依然として氾濫している。さらには、商標の盗用も横行している。それにより、価格競争や独自技術の競争がなくなってしまう、という問題がある。それに対して、会社としてはどうありたいのかを考えてきたつもりである。結論は中国の自動車産業界がルールに則った正当な競争環境にしたいという思いである。このありたき姿と現状とのギャップを埋めるための施策がここに述べたようなことである。コピー商品の排除の手段として訴訟をおこなったのであるが、同時に、8年に及んだ訴訟の中で、やはり何か筋が通っていないとうまくいかない、ということも学ぶことができた。

質 疑 応 答

水田（ジェトロ上海）

別所さん、どうもありがとうございました。上海IPGが発足して3年になりますけれども、上海IPGの進め方や知財問題の取組について別所さんには普段からいろいろご提案をいただいております。本日、改めて別所さんから訴訟の話をお聞かせいただいて、中国での訴訟はご苦労が多いということをお聞きして改めて認識した次第です。質問はありますか？

恩田氏（恩田科技諮詢）

意匠の類否の判断で、対比観察ということをお聞きいただきました。日本では間接対比ということで、意匠権に係る物品を置いておいて、それを見ます。そして、それを隠して、すぐに対比すべき物品を出して、似ているかどうかを判断するというのが、普通に言われているスタンダードな判断の仕方ですが、中国では両者を並べておいて、直接対比するとなると、若干範囲が狭くなるように思うのです。中国においては間接対比なのか、直接対比なのかという点と、日本と比べて意匠の範囲は広いのか狭いのか、という点で感想がありましたらお聞かせください。

別所氏（ホンダ）

私が、恩田先生に申し上げるようなレベルではございませんけれども、先ほど申し上げたのは、そもそも隔離観察が当時の審査指南では書いてあったということです。この辺は先生のほうが詳しいかと思うのですけれども、もともと何か商標のような考え方を、そのまま横流しして審査基準に持ってきたような感じがいたしました。そもそも、意匠法をどうやって産業発達に結び付けるかという議論になってしまうと思うのです。そういうところから、一般に言われていることから考えれば、対比観察のほうが合理的であろうということから、それを主張したわけです。

ただ、いま先生がおっしゃったような、間接か直接かという点については、あくまで当地の審査指南をベースにしますので、ここでは間接ではなくて直接で主張してみたつもりです。意匠権の広さについては、審決例や判例をいくつか積み重ねないとなんとも言えないところではないかと思えます。ほかのオートバイの事例を見ると、概ね納得できると思いますか、我々が思っているレベルと同じぐらいの大きさなのかと考えております。

山口氏（朝日新聞社）

2点教えてください。力帆の裁判のときなのですけれども、力帆という会社は重慶にあって、トップの方は日本でいう国会議員みたいなことも務めていて、地元の有力者で、国

との結び付きも強い会社だと思います。この国で、そういう会社を相手に裁判をしたときに、司法の独立性といったものへの不安はなかったのでしょうか。結果的に勝たれたわけですが、裁判の過程で何だかんだ言って、国との結び付きが裁判に影響しているのではないかとか、そういう会社を相手にした司法の独立性への不安を感じたことはありませんでしたか。

もう1点は一般論で結構なのですが、裁判を闘っているときに、相手方に見れば本田に負けてもらわなくてはいけないわけで、いろいろあの手この手で主張してくるのだと思うのです。相手方はどういう主張をしてきて、本田の主張を打ち負かそうと手練手管を使ってくるのかを、かい摘んで教えていただきたいのです。

別所氏（ホンダ）

1点目の、不安はなかったかという点、非常にありました。相手の企業の社長が政協委員の重慶市の代表ということもあり、これは国会議員に相当する人だと思うのですが、そういう状況がありました。

先ほど、行政摘発のときに説明しなかったのですが、最初に摘発したときには、私も中国のことをよく分かっていなかったということなのです。重慶の地元A I Cに摘発を申請したところ失敗したということです。ただ、行って帰ってきただけだということでもうまくいきませんでした。その辺から、訴訟においても大変なのではないかと思いましたが、具体的に何かプレッシャーがあったというようなことは、私自身としては経験していません。

ただ、先ほどご説明しました証拠保全の仮処分で、これは本件ではなくて上海の裁判所ですが、同じ力帆社の別の訴訟で訪問したときに、力帆社が全く協力的でない。「そんな機種は作っていないし、帳簿もない」という主張をしたらしいのです。裁判官（執行官）は、「それは証拠も十分だし、そういう蓋然性があるからここに来たのですよ。あなたがここで嘘をつく、裁判では著しく不利になりますけれどもそれでもいいですか」と言っても、何か地元の権力が背景にあるということなのではないでしょうか、強弁して全く裁判所に協力しないということはあるようです。

本件ではなくて、別の同じ力帆社相手の訴訟ではそういうことがありました。これは同行した弁護士から聞いたのですが、その執行官は身の危険を感じて、その日は重慶に泊まるつもりだったのがすぐに帰ってきたということでした。ただ、具体的に何か被害があったというようなことはありませんで、その程度かと思えます。本件では特になかったと思います。

あの手この手ということですが、先ほど申し上げましたように、典型的な抗弁としては、侵害物はうちの物ではないというものです。これは典型的なもので、やはり本件でもありました。そこで、証拠をどう作ったらいいかという公証の有効性を申し上げたわけですが、このときも、裁判所も一応そういう意見を取り上げます。それで、裁判官とうちの弁護士と相手方の弁護士と、倉庫に保全してある証拠物を出してきて検証する、という作業をしました。

あれは力帆社が作ったものではないという、ちょっとどうかと思うような主張で、根拠として彼らが出したのは本件のオートバイとは全く別の三輪車か何かで、力帆の偽物が摘発されたという事実を出しました。つまり、力帆の偽物は世の中にあるのだ、というレベルの証拠を出して、本田が出している証拠のオートバイは力帆社の物ではないなどという、論理的にも全然ロジカルではない主張を裁判所は一応取り上げるのです。それで倉庫まで見に行ったり、結構手間のかかる話であります。広い意味では、そういうことも彼らの手練手管ということになるのでしょうか。

何か違法なことをしてきたかということは、本件ではなかったと思います。

田中嶋氏（荏原食品）

荏原食品というのは、焼肉のタレの会社なのですが、北は大連から南は広州まで沿海部

一円に業務用のタレの偽物が非常に氾濫しています。実際に私どもが販売している金額のどのくらいの数量が出ているか把握できておりません。

お話にありました、訴訟で学んだこと（注意点）というシートの中で、実際に緻密な物証の蓄積の努力というのがあります。私どもは、公証作業が有効ということでこの辺は進めているのですが、賠償額の算定方法の提示というお話がありました。この辺は、調査に基づいた算定方法があるのか、私どもはこの辺についてまだ迷っているところがあります。実際に私どもの販売額の5倍の被害総額があるのか、10倍なのか、50倍なのか計り知れないところがあります。もし差し支えなければこの辺を教えていただけないでしょうか。

別所氏（ホンダ）

ごもっともなところだと思います、我々も悩んでいるところです。なかなか立証が難しいのは、我々の被害額そのものです。どれだけシェアが落ちたとか、何台減ったとかこの立証は非常に難しいところです。この方法は学問的にはとれるのかもかもしれませんけれども、もちろんっておりません。

先ほどご説明したのは、相手の推定の販売台数に対して真正品の利益率。この立証の仕方は先ほどご紹介したかと思います。本田の利益率は、株主に公表しているものの3年間の平均値を使って主張しましたが、それがそのまま認められたということです。

難しかったのは、推定ですからその反証のない限りということなのですけれども、どれだけ説得力を持たせられるかだと思うのです。そこでは緻密なことになるのかもしれないけれども、なるべく中国で出ている公的な資料を使って推察する、というような方法をとりました。

そもそもの問題は、オートバイや自動車のような製品であれば、ナンバープレートの登録をしているわけですから、そういうところで機種ごとの生産台数というのは、日本では比較的容易に入手できますし、また各社が公表していると思うのですが、中国の場合は全くそういうデータがないのです。

そうはいても、各社の台数、先ほどターゲットの選定のところでご説明しましたが、その辺のことがありますので、そこから推察したデータを使ったということです。ポイントとしては、公的なといいますか、公表されている、中国政府関係機関が出したデータに基づいて推定するということ。利益率については、真正品の利益率ということで、本田の二輪事業の利益率をそのまま使いました。

小園江氏（バンダイ）

非常に感銘を受けました。特に、対立構造の解消、それから根拠の提示、特に取るに足りない主張によく注意して準備したというのは、実際に経験しなければ出てこないことだと思いました。

ご説明の中で1点わからなかったのは、審決取消訴訟の第一審判決前後のところの日系団体の記事ということで、本田さんの敗訴のほうで模倣品が少なくなるという趣旨なのでしたけれども、これはどういう論理なのでしょう。差し支えない範囲で教えてください。

別所氏（ホンダ）

その後、北京IPGでも、それについて講演したときの資料がありますので、それでご説明します。本田が負けると、という理屈は、この中で言えばいちばん上の権利範囲が狭すぎる場合だ、というように日系団体の記事は考えていたようなのです。小園江さんに申し上げるまでもないかもしれませんが、オリジナルの意匠の権利範囲があったとすると、権利範囲が非常に小さいのでコピーのオートバイが氾濫してしまいますね、ちょっとでも違えば非類似ということで氾濫してしまいますね、というような主張だったと思います。

本件ではスクーターですけれども、スクーターという物品をよく知らない人が、なんとなく概念的にこの部分を言っていたと思います。私どもの主張は、要部認定した上でとい

っても、当時はその要部認定も一審では否定されているわけです。漠然とした総合判断と言っているくらいですから、随分乱暴な判決だと思いました。

妥当な権利範囲を主張しているつもりでありました。つまり、2番目の絵でいけば、2番目の権利範囲が妥当な場合ということを目指していたつもりです。独占と競争がバウンドするということです。一方では、特に審決とか第一審の判決はこれであったのではないかと思いますけれども、広すぎれば、先行の意匠に対して本田は類似するというわけですから、先行意匠の類似範囲に入っているということで、こういう状態になるわけです。

つまり、先の意匠権があることで、多くの権利が無効化されてしまう。例えばスクーターであれば、1件スクーターの意匠があれば、その後のスクーターの意匠は全部無効である、というような判決が一審であったのではないかと考えております。いずれにしても、先ほどの主体の認定ではありませんが、当該物品について常識的な判断能力を持つ人が意見を述べたものではなかったのだろうと考えております。

土橋氏（三共製薬）

本日は、貴重なお話をどうもありがとうございました。我々は製薬企業なのですが、研究開発をベースに置く製薬企業だと、どうしても特許のある期間の中で、市場のあるところで医薬品、特に医療医薬品を市場導入し、回収し、特許が切れたら極端に売上げが落ちる、というのが我々の業界の特徴です。

実際に我々も、医薬品研究開発には15年、20年かかります。中国の場合、物質特許制度ができたのが1993年からということで、1992年までに世界的に出願したものを、まだ我々はこれから世界的に売っていかねばいけないという現状にあります。

特許権のほうも、37件あったのを見せていただきましたが、特許権の中でも製法特許しか持っていない場合の、中国での係争を一般的に考えたらどのようにお感じになっているのかをお伺いします。

別所氏（ホンダ）

37件と申しあげましたのは、特許権だけではありません。日本でいう意匠権、商標権、著作権、不正競争を含めて37件の訴訟をやっている状態です。あいにく特許権について、製法特許に基づく訴訟は経験しておりません。すべて物の発明に関する特許権の訴訟です。したがって、その点についてどういう困難性があるのか、たぶんいろいろ障害があると思うのですが、残念ながらいまのところは未経験です。

谷川氏（日東電工）

本日は、生々しいお話をどうもありがとうございました。1点教えていただきたいのは、スライドに対HONGDA商標対策というのがあったと思います。その中で、当初、地元重慶のAICへの摘発申請をしたが失敗されたということがありますが、そのときは異議決定が出る前にされていると思うのです。それを失敗して、その後、異議決定が出た後に重慶以外で摘発申請をされて、それは成功されています。その異議決定の前後というのが、失敗、成功で何かその関連性はあったのでしょうか。

別所氏（ホンダ）

直接の関係はこれでは説明できません。まず、異議申立てをしたのはこの漢字のものであります。実際に摘発したのはアルファベットのほうです。同一ではないものですから、それによって最初の摘発が失敗したとは思っていません。これは、あくまで地方保護主義で、地元の有力者の企業である、ということが失敗の原因であったと思います。

確かに、タイミング的には異議決定が出ていたので、次の摘発については申請のときに証拠として出した覚えはありませんが、やはり使用していた商標はアルファベットのほうです。ただ、何かそのような情報をもって判断した可能性はあるかもしれません。この

成功要因というのは、重慶以外の地方で一斉にやったということです。1カ所で成功すると、その次から次へと、その決定を横並びにやっていくということであまりうまくいったのではないかと思います。

後藤氏（オリンパス）

本田さんは、しっかりしたポリシーで信念を持って訴訟されているということで大変敬服いたしました。細かいことを1点質問させていただきます。中国の訴訟で専門家鑑定というのがあると思います。この辺をどの程度活用されて、どういう効果だったかという辺りをお聞かせください。先ほど、エキスパートオピニオンはほとんど参酌されないというお話もありましたけれども、戦略的にそういうのを使わなかったのかを教えてくださいと思います。

別所氏（ホンダ）

エキスパートオピニオンは、第二審では使いませんでした。第一審のときは使いました。そのエキスパートの選定もそれなりに苦労いたしました。ある大学の先生だったのですが、「確かにこれは非類似と思う、その論理はこれこれだ」と言った上で、「もしこれで本田の味方をしたら私はやっていけなくなる」ということを言って、それで書かないということですから。

書いてくれた方のものも結構よくできていたと思っているのですが、残念ながら証拠としては全く採用されませんでした。これは、あくまでも予測ですけれども、私を感じたのは戦略的に不要なのではないかということです。裁判所といいますか、裁判官はかなりプライドを持っていて、特に高級人民本院では結構なものだと思います。その省を代表する裁判所ということです。

そういう所の裁判官は、どんな学者だろうが、どんな偉い人だろうが、ましてや外国人の意見などを採用したらメンツがないということではないかと、一審の判決で採用されなかったことや、それから口頭弁論のときのやり取りなどから感じ取りまして、二審では全く採用しておりません。これがどの訴訟にも当てはまるかどうか分かりませんが、このときはそう思いました。

水田（ジェトロ上海）

これで、本田さんの訴訟の注意点についての話を終わらせていただきます。別所さんに、もう一度拍手をお願いいたします。

（拍手）

水田（ジェトロ上海）

今回は12月20日に行います。つい数カ月前に皆様の関心の高かった中国の著名商標がYKKさんと日産自動車さんに、日本企業として初めて認定されたということで、その2社に著名商標に認定されるまでの経緯や、認定されてからの成果を含めた、中国における知財戦略についてお話いただく予定です。

本日も、長時間にわたりまして皆様のご参加、ご清聴ありがとうございました。次回もよろしくをお願いいたします。どうもありがとうございました。